

公示

自家用自動車の有償貸渡しの許可基準について

自家用自動車の有償貸渡しの許可申請について、事案の迅速かつ適正な処理を図るため、道路運送法施行規則第52条の規定に基づくほか、その審査基準等を下記のとおり定めたので公示する。

平成18年3月31日

関東運輸局 東京 運輸支局長

記

1. 許可基準について

許可は、次の点について審査のうえ行うこととする。

① 申請者及びその役員が、次に定める欠格事由に該当しないこと。

ア 許可を受けようとする者が1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者であるとき。

イ 許可を受けようとする者が、一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は自家用自動車の有償貸渡しの許可の取消しを受け、取消しの日から2年を経過していない者であるとき。

ウ 許可を受けようとする者が、一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は自家用自動車の有償貸渡しの許可の取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、事業又は貸渡しの廃止の届出をした者（当該事業又は貸渡しの廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から2年を経過していない者であるとき。

エ 許可を受けようとする者が、一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は自家用自動車の有償貸渡しの監査が行われた日から許可の取消しの処分に係る聴聞決定予定日までの間に、事業又は貸渡しの廃止の届出をした者（当該事業又は貸渡しの廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から2年を経過していない者であるとき。

オ 許可を受けようとする者が営業に関し成年人と同一の能力を有しない未成年者である場合において、その法定代理人が前記アからエのいずれかに

該当する者であるとき。

カ 許可を受けようとする者が法人である場合において、その法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）が前記アからオのいずれかに該当する者であるとき。

② 申請者及びその役員が、申請日前2年前以降において、自動車運送事業経営類似行為により処分を受けているものではないこと。

③ 貸渡しをしようとする自動車の車種は以下の車種区分によることとする。

ア 自家用乗用車

イ 自家用マイクロバス（乗車定員11人以上29人以下であり、かつ、車両長が7m以下の車両に限る。以下同じ。）

ウ 自家用トラック

エ 特種用途自動車

オ 二輪車

なお、自家用マイクロバスの貸渡しを行う場合は、3. の要件を満たさなければならない。

④ 貸渡自動車は、事故を起こした場合に備えて、十分な補償を行いうる次に定める自動車保険に加入すること。

ア 対人保険 1人当たり 8,000万円以上

イ 対物保険 1件当たり 200万円以上

ウ 搭乗者保険（搭乗者が補償対象となる人身傷害保険も含む。）
搭乗者1人当たり 500万円以上

2. 許可に対する条件

許可には、次の条件を付することとする。

(1) 次に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局長に届け出なければならない。

ア 貸渡人の氏名又は名称及び住所

イ 法人の役員

ウ 貸渡料金及び貸渡約款

(2) 配置事務所の名称若しくは所在地の変更（配置事務所の増設を含む。）をしようとする者は、あらかじめ、変更後の事務所の名称又は所在地を当該事務所の所在地を管轄する運輸支局長に主たる事務所に係る許可書の写し（当該運輸支局長の許可を受けている場合を除く。）を添えて、届け出なければならない。

(3) 自家用バス（乗車定員30人以上又は車両長が7mを超える車両に限る。）及び靈柩車の貸渡しを行ってはならない。

(4) 自家用マイクロバスの貸渡しを行う場合は、3. の要件を満たさなければならない。

(5) 貸渡自動車は、事故を起こした場合に備えて、十分な補償を行いうる次に定める自動車保険に加入しなければならない。

ア 対人保険 1人当たり 8,000万円以上

イ 対物保険 1人当たり 200万円以上

ウ 搭乗者保険（搭乗者が補償対象となる人身傷害保険も含む。）

搭乗者1人当たり 500万円以上

(6) レンタカー型カーシェアリングを行っている場合、当該貸渡自動車の配置事務所の所在地の変更をしようとする場合は、あらかじめ、主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局長に届けなければならぬ。

(7) 許可を受けた者が新たにレンタカー型カーシェアリングを行おうとする場合は、あらかじめ、当該貸渡自動車の配置事務所の所在地について、主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局長に届け出なければならない。

(8) 「レンタカー事業者が行う運転者に係る情報提供のあり方について」（平成16年3月16日付け国自旅第234号）により運転者に係る情報提供を行うほか、貸渡しに附隨した運転者の労務供給（運転者の紹介及びあっせんを含む。）を行ってはならず、その旨を以下のいずれかの方法により、借受人に対して明示しなければならない。

- ① 事務所において公衆の見やすいように掲示（ディスプレイ等の電子機器に表示させることを含む。）
- ② ウェブサイト等において公衆の見やすいように掲載
- ③ 書面（電子メール等の電磁記録的方法を含む。）の掲示

(9) 自動車の貸渡しのため、自己の名義を他人に利用させてはならない。

(10) 貸渡料金及び貸渡約款は、以下のいずれかの方法により、借受人に対して明示しなければならない。

- ① 事務所において公衆の見やすいように掲示（ディスプレイ等の電子機器に表示させることを含む。）
- ② ウェブサイト等において公衆の見やすいように掲載
- ③ 書面（電子メール等の電磁記録的方法を含む。）の掲示

(11) 貸渡自動車はその配置事務所に存するか、それ以外の事務所に一時的に存するかにかかわらず、当該配置事務所の従業員により貸渡し状況及び整備状況等車両の状況を把握し（ＩＴ等の活用により車両の状況が当該配置事務所以外の本社等において把握されている場合にあっては、当該配置事務所の従業員等により当該本社等において把握されている車両の状況を把握することを含む。）、適確な管理を実施しなければならない。

ただし、レンタカー型カーシェアリングを行う場合であって、当該配置事務所以外の本社等においてＩＴ等の活用により車両の貸渡し状況、整備状況等車両の状況を適確に把握することが可能であると認められるときには、この限りでない。

(12) 別記1の事項を記載する貸渡簿を書面又は電磁的記録により備え、貸渡しの状況を適確に記録するとともに、貸渡の終了日から2年間保存しなければならない。

(13) レンタカー型カーシェアリングを行う場合であって、ＩＴ等の活用により車両の貸渡し状況、整備状況等車両の状況を適確に把握することが可能である場合を除き、借受人には、別記2の事項を記載した貸渡証を書面（電子メール等の電磁的記録方法を含む。）により交付し、貸渡自動車の運転者にこれを携行（電磁的記録による携行を含む。）するように指示しなければならない。

(14) 前年の4月1日から3月31日までの期間に係る「貸渡実績報告書（様式1）」及び3月31日における「事務所別車種別配置車両数一覧表（様式2）」を毎年5月31日までに主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局長あて提出しなければならない。

(15) 貸渡人が道路運送法、貨物自動車運送事業法及び道路運送車両法並びに本条件に違反したときは、貸渡自動車の使用を禁止し、又は許可を取り消すことがある。

(16) 貸渡しの廃止をしたときは、遅滞なく主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局長に届け出なければならない。

3. 自家用マイクロバスの貸渡しを行う場合についての特例

(1) 自家用マイクロバスの貸渡しを行う者は、次の要件を満たす者に限ることとする。また、既に自家用マイクロバスの貸渡しを行っている者がさらに自家用マイクロバスの貸渡しを行おうとする際には、原則として、その7日前までに、直近2年間の事業における自家用マイクロバスの貸渡簿の写し（貸渡簿が電磁的記録により備えられている場合は、当該電磁的記録、又は当該

電磁気録を書面に出力したものをいう。(2)において同じ。)を当該車両の配置事務所の所在地を管轄する運輸支局長に提出することとする。

- ① 現在、自家用マイクロバスの貸渡しを行っていない者にあっては、他車種でのレンタカー事業について、2年以上の経営実績を有し、かつ、届出前2年間においてレンタカー事業について貸渡自動車の使用禁止処分以上の処分を受けていないこと。
- ② 既に、自家用マイクロバスの貸渡しを行っている者にあっては、届出前2年間においてレンタカー事業について貸渡自動車の使用禁止処分以上の処分を受けていないこと。

(2)直近2年間に(1)に基づいて自家用マイクロバスの貸渡簿の写しの提出を行っている事業者が、(1)に基づいてさらに自家用マイクロバスの貸渡簿の写しの提出を行う場合にあっては、重複する期間に係る自家用マイクロバスの貸渡簿の写しの提出を省略することができる。

附 則

1. 本公示は、平成18年4月1日以降の申請より適用する。
2. 平成16年5月31日付け東運輸第589号で公示した「自家用自動車の有償貸渡しの許可基準について」は、平成18年3月31日限りで廃止する。
3. 本公示が適用される以前の基準により既に許可を受けている者については、主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局長から最初に受けた許可を本公示による許可とみなす。
4. 本公示に基づく許可申請等の記載事項及び添付書類は、別に定める「自家用自動車有償貸渡許可申請等手続細則」によることとする。

附 則（平成30年3月30日一部改正）

この改正は、平成30年4月1日以降に受け付ける申請について適用する。

附 則（令和元年7月1日一部改正）

この改正は、令和元年6月14日以降に許可するものについて適用する。

附 則（令和2年3月24日一部改正）

1. この改正は、令和2年4月1日以降に許可するものについて適用する。
2. 令和2年3月31日以前に許可を受けた者については、本公示による許可を受けたものとみなす。

附 則（令和4年5月31日一部改正）

1. この改正は、令和4年6月1日以降に許可するものについて適用する。
2. 令和4年5月31日以前に許可を受けた者については、本公示による許可を受けたものとみなす。

附 則（令和5年9月1日一部改正）

1. この改正は、令和5年9月1日以降に許可するものについて適用する。
2. 令和5年8月31日以前に許可を受けた者については、本公示による許可を受けたものとみなす。

〔別記1〕

貸渡簿（貸渡原票を綴ったものによって、貸渡簿に代えることができる。）の記載事項については、次のとおりとする。

- ア 借受人の氏名又は名称及び住所
- イ 運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証の番号（運転免許証の写しの添付により代えることができる。）
- ウ 貸渡自動車の登録番号又は車両番号
- エ 貸渡日時及び時間
- オ 貸渡事務所、返還事務所
- カ 運行区間又は行先及び利用者人数並びに使用目的（自家用マイクロバスの貸渡しを行う場合に限る。）
- キ 走行キロ数
- ク 貸渡料金
- ケ 事故に関する事項

〔別記2〕

貸渡証の記載事項については、次のとおりとする。

- ア 借受人の氏名又は名称及び住所
- イ 運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証の番号（運転免許証の写しの添付により代えることができる。）
- ウ 貸渡自動車の登録番号又は車両番号
- エ 貸渡日時及び時間
- オ 貸渡事務所、返還事務所
- カ 貸渡人の氏名又は名称及び住所
- キ 次の遵守事項
 - (ア) 「運行中必ず携帯し、警察官又は地方運輸局若しくは運輸支局の職員の請求があったときは、呈示しなければならない」旨の記載
 - (イ) 「自動車の借受けに付随して、貸渡人から運転者の労務供給（運転者の紹介及び斡旋を含む。）を受けることができない」旨の記載
 - (ウ) 「貸渡自動車に係る事故及び故障等が発生した場合の処置（処置方法、連絡先等）に関する記載
 - (エ) 「貸渡期間が2日以上となる場合には、日常点検を借受人が実施することとなる」旨の記載